

城山小学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月
員弁郡東員町立城山小学校

はじめに(三重県いじめ防止基本方針より)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめをうまいためには、社会全体で児童一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育むことにより、児童の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見、早期対策が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

そこで、城山小学校では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条に基づく国の「いじめの防止等のための基本方針」、県の「三重県いじめ防止条例」「三重県いじめ防止基本方針」、「東員町子どもの権利条例」をふまえて、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための方策を総合的かつ効果的に推進するために、「城山小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

＊

この「城山小学校基本方針」では、「法」が規定するいじめの防止等の組織的な取組を学校のみならず、保護者・地域住民と共に円滑に進めていくこととし、

第1章 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

第2章 いじめ問題に取り組むための校内組織

第3章 いじめの防止等の対策のために学校が実施すべき施策と具体的な取組

- (1) 学校が実施すべき施策
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの早期解決にむけての取組

第4章 重大事態への対処

について定めた。

※参考資料

「いじめが起こった場合のフォロー図」

第1章 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1)いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が一人で抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが求められる。また、家庭・関係機関・地域の力も積極的に取り入れ、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識をもって、地域社会全体でいじめの防止に全力で取り組む必要がある。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われることのないようにしなければならない。

また、児童には、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見て見ぬふりをしないように、そしていじめが児童の心身に深刻な影響を与える許されない行為ということを、十分に理解させなければならない。

加えて、いじめの問題は、いじめを受けた児童の生命・心身を守ることが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を解決することを目指して行わなければならない。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、「いじめ」が「心身の苦痛を感じているもの」だけに限定して考えることがないように、当該児童の表情や様子を細かく観察するなどして確認する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、背景事情を調査し、児童の感じる被害性に着目して判断する。

(3)いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(4)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害や加害も経験する。それらが、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

(5)いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

・いじめに係る行為の解消

被害者に対する行為が止んでいる状態が、相応の期間（すくなくとも3ヶ月）継続していること。

・被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

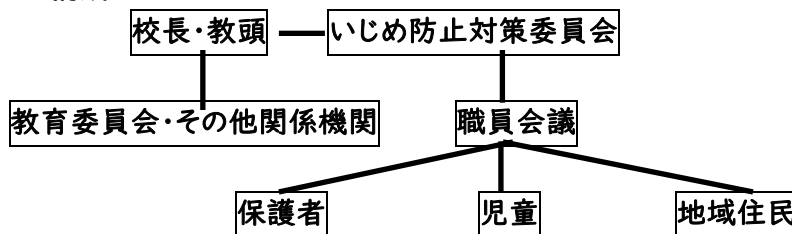
第2章 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)いじめ防止対策委員会について

○構成員

校長、教頭、担任、生徒指導委員、道徳教育推進教師、養護教諭、
特別支援コーディネーター、（必要に応じて）スクールカウンセラー 等

○構成



○役割

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ調査やQU検査などで情報を収集し事実確認を迅速にすすめる。
- ・いじめの事実を詳しく正確に調査し、情報を集約整理して、児童及び保護者、教育委員会に報告する。
- ・解決を図るために、児童に対する指導や保護者との連携を進める。また、教育委員会に継続的に報告するとともに、指導・助言を受ける。
- ・いじめ問題などの関する指導記録を保存し、児童の進学・進級、退学にあたって、適切に引き継ぐ。
- ・学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携する。
（PTA、学校づくり協力者会議、保育園、幼稚園、小学校、中学校、主任児童委員、民生委員、児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等）

(2)東員町の組織について

○東員町いじめ問題対策連絡協議会

東員町教育委員会は実情に応じ、法に基づき、設置する。協議会に専門的な知識を及び経験を有する第三者等の参加を図る。

○東員町いじめ問題調査委員会

法に基づき、教育委員会の附属機関として設置する。重大事態に対し、適切に対処し、かつ、事実関係を明確にするための調査結果を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

○東員町いじめ問題調査結果審議委員会

法に基づき、町長はいじめを受けた子ども及びその保護者からの救済の申し立てを適切かつ速や

かに処理するため、必要があると認めるときに設置する。委員は法令、医療、心理、福祉、子どもの人権、教育等に関して知識や経験のあるもののうちから町長が任命し、または委嘱する。

なお、連絡協議会・調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定め、審議委員会は町長が別に定める。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策と具体的な取り組み

(1)学校が実施すべき施策

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・学校基本方針について、各学校のホームページの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明する。(4月学校説明会で実施)
- ・いじめの防止等のための具体的な指導内容のプログラム化を、人権教育や集団づくりの取り組みを生かしながら図る。
- ・児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(2)いじめの未然防止のための具体的な取り組み

○確かな学力の育成

- ・「みんなが主役の授業」の研修を通じて学習集団を育て、「主体的・対話的深い学び」を意識した「わかる授業」を行い、学習意欲を高める。
- ・教職員一人2回以上の提案授業を行い、指導力の向上や、全職員で児童を見る機会をつくる。

○豊かな心と健やかな体の育成

- ・学校全体で、全体指導計画のもと、道徳教育及び人権教育を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の授業を計画的に実施し、「自己理解」「他者理解・自己との関わり・価値理解」が深まる授業を工夫する。
- ・いじめを許さず、人権を大切にす心情及び実践力を育てる。
(発達段階に応じたいじめ防止の指導を行う。)
- ・仲間づくりの段階を3段階以上めざす。
(子どもの暮らし、学級の問題が子どもの声として出てくる段階)
- ・全校児童の自治的活動を充実させるために、児童会役員会・学級委員会・各委員会・異年齢集団活動を実施する。
- ・縦割り班遊び、通学班遊びを実施し、遊びを通して関係づくりに努める。
- ・掲示「いいところみつけ」の継続とよびかけ
- ・ソーシャルスキルの向上を目指し、SSTを週1回実施。
- ・挨拶の推進(学校・児童会・PTA)
- ・QU調査を全学年で実施し、全職員による児童指導に活かす。(QU研修会の実施)
- ・東員町「いじめ根絶宣言」で、いじめについて児童・教職員・保護者が改めて考える機会をつくり、いじめ根絶に向けて、児童一人ひとりに宣言をさせる。
- ・基本的生活習慣の取り組みで、規則正しい生活習慣を育てる。
- ・朝読書やふれあい読書、図書室の利用の活動通じて、読書好きの児童を育てる。
- ・文化活動・宿泊体験活動の実施
- ・認知症キッズサポーター養成講座の実施

- ・16年一貫教育プランの実践で、保護者と共に3感「基本的信頼感」「自己肯定感」「自己有能感」の意義を理解し、連携しながら共に取り組んでいく。また、「東員なわとび検定」「東員学び検定」「読書登山」「ぼくの夢わたしの未来」の取り組みを進めていく。
- ・4～6年でネット啓発講座を行い、情報モラルについて学習するとともに、インターネットを通じていじめが行われないように指導する。

○信頼される学校教育の推進

- ・学校だより・学級通信等を通じて、学校からの情報提供に努め、保護者との協働をすすめる。
- ・保護者・児童アンケートの実施と結果の公表
- ・学校安全ボランティアの協力による下校時の見守り活動の実施。

(2)いじめの早期発見のための具体的な取り組み

○見えにくいいじめを察知するために

- ・全ての大人が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高め、職員間で情報を共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・大人の目の付きにくい時間や場所で行われることや、遊びやふざけあいを装って行われることがあるので、注意する。
- ・いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ・定期的ないじめアンケートの実施・教育相談の充実をし、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・地域・家庭と連携して児童を見守る。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ・休み時間、放課後の様子や、個人ノートや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実。
- ・学校における児童の情報モラル教育を推進し、児童のネット上トラブルの早期発見を図る。
- ・教師は「秘密は守る」「話しやすい」「全力で守る」の3原則をもって対応する。

(3)いじめの早期対策に向けての取り組み

- ・直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導をするなど組織的な対応を行う。
- ・家庭・教育委員会等への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ・学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ・当該児童への心のケア及び学校への支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣要請を出す。
- ・ネットパトロールにより問題のある書き込みがあれば、委託業者と連携して削除依頼を出す。
- ・必要に応じて警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努める。

第4章 重大事態への対処

(1)重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条)

下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。

また、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

○いじめにより当校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等を想定している。

○いじめにより当校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

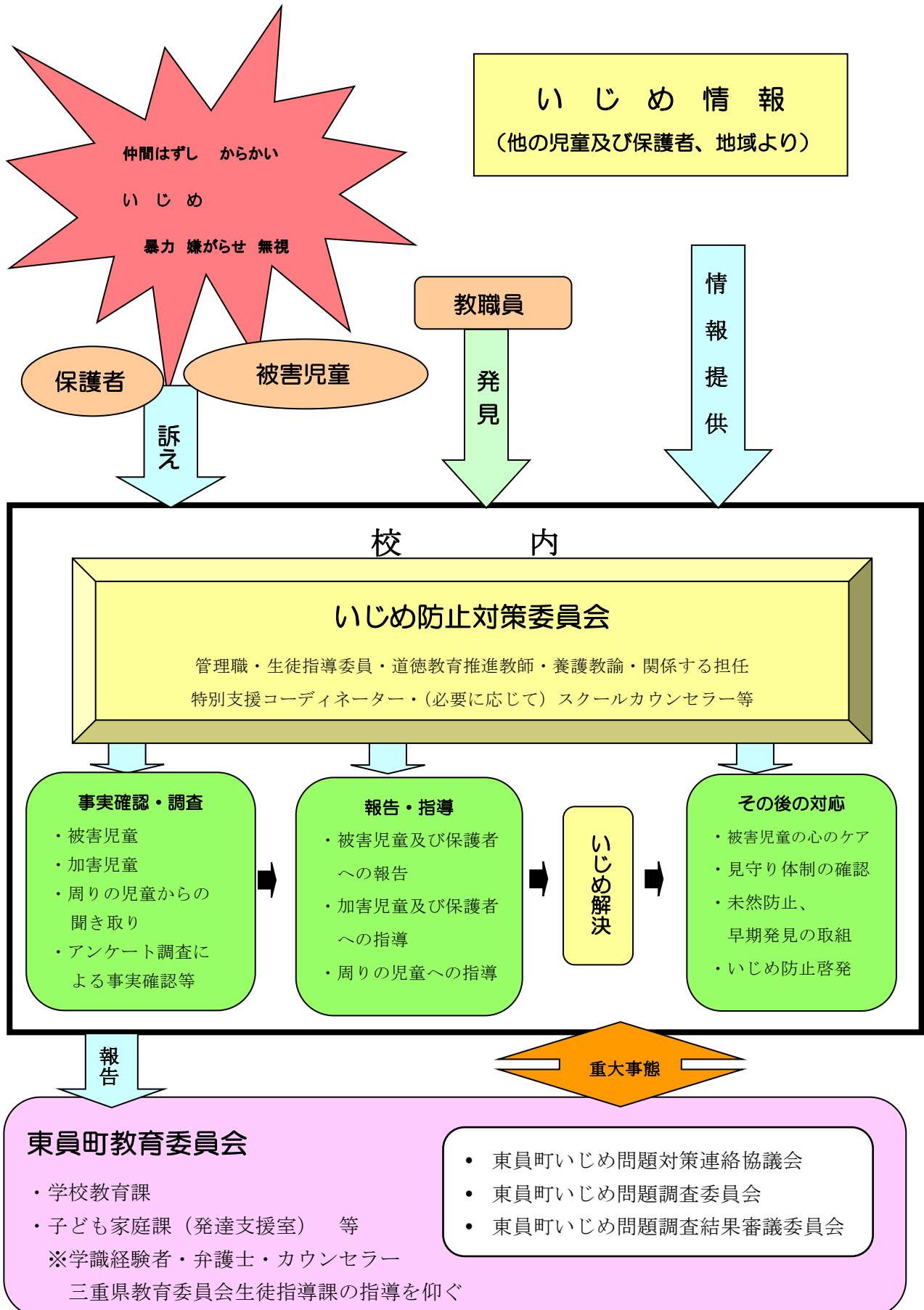
(2)重大事態への対処(いじめ防止対策推進法第28条)

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教員で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ②被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。
- ③これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。
- ④「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められた場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。
- ⑤東員町教育委員会との十分な協議のうえ、児童生徒等に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する等、重大事態の場合は、被害者・加害者共に社会人として健全な育成をはかることができるように配慮・対処を行う。

追加 学校いじめ防止基本方針の更新、見直し

本基本方針は、国や県、町からの指導や情報提供、他校との実践交流、自らの点検・評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとする。

いじめが起こった場合のフロー図



＜資料＞ 令和 8 年度 城山小学校いじめ防止対策年間計画			
□：教師の活動 ○：児童生徒の活動 ◇：保護者の活動			
学期	月	取り組み内容	指導のポイント
一学期	4	☐ ○いじめ防止啓発月間【児童会活動】 ☐ 学校間・学年間の情報の交換及び指導要録の引き継ぎ ☐ 指導方針及び指導計画などの策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ☐ ○学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） 【始業式・学級活動】 ☐ ○遠足を通した人間関係づくり【学年行事・学級活動】 ☐ ◇保護者へ「いじめ防止対策」に向けた啓発【学校説明会】	・いじめの被害者・加害者の関係を確実に引き継ぐ ・全校体制で指導するためにも配慮の必要な児童の共通理解を図る。 ・ソーシャルスキルトレーニングの実施 ・学校がいじめ問題について本気で取り組む姿勢を児童や保護者に示す。
	5	☐ ○Q-U 調査（2 年以上）【学級活動】 ☐ ○○カウンセリング ☐ ○あたたかい学級づくりの研修会 教育相談 開始 ☐ ○授業を通しての学び合い支え合い	・Q-U 調査の実施時期に配慮する。（行事の前後はさける） ・友達の困り感に寄り添った授業
	6	☐ ○縦割り色別班による交流会 ☐ ○Q-U 調査の分析研修会 ☐ ○いじめ認知基準・早期発見チェック	・学級の課題・学校の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に生かしていく。
	7	☐ ○1 学期のふり返り【学年・学級活動】 ☐ ○1 学期の生徒指導のふり返り【職員会議】 ☐ ○夏休み中の生活についての指導	・1 学期をふり返る中で、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1 学期のふり返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期につなげる。
二学期	8	☐ ○いじめや教育相談等に係る研修会への参加 ☐ ○2 学期の生徒指導について【校内研修会】	・各研修会でいじめや教育相談などについて研修を深め、今後の指導に生かしていく
	9	☐ ○夏休み明け児童生徒の様子把握 ☐ ○○カウンセリング ☐ ○○いじめ調査〈県統一調査〉の実施 教育相談 開始 ☐ ○いいところ見つけの実施【学年・学級・異年齢集団活動】 ☐ ○◇ネット啓発講座	・夏休み明け、児童の様子に注意する（保護者との連携） ・行事に向けて活動中の児童の様子に十分気を配る。
	10	☐ ○Q-U 調査の実施と活用【学級活動】 ☐ ○○三重県いじめ防止条例について指導 ☐ ○○行事（運動会）を通したあたたかい学級づくり・人間関係づくり	・児童が主体となって活躍できるよう意欲と自覚を促す支援をする。 ・運動会後は児童が落ち着かないこともある。児童の様子に注意する。（サインがあったら、教職員で共有・対応）
	11	☐ ○○校内人権月間【児童会活動】 ☐ ○学級見直し【学級活動】 ☐ ○全校縦割り討論会（よりよい学校づくり） ☐ ○○東員町子どもの権利条例について学習 ☐ ○人権フォーラムへの参加と全校への報告 ☐ ○Q-U の分析研修会	・児童と教師が、ともに人権やいじめ防止に向けた取組を進める。 ・児童が、自分の思いを「伝える」機会を設定する。 ・学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に生かしていく。
	12	☐ ○○◇「教育活動に関するアンケートの実施」 ☐ ○○2 学期のふり返り・がんばったこと【学年・学級活動】 ☐ ○2 学期の生徒指導のふり返り【職員会議】	・2 学期の活動をふり返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2 学期のふり返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期につなげる。
三学期	1	☐ ○冬休み明け児童の様子把握 ☐ ○○カウンセリング ☐ ○○いじめ調査（Q-U）の実施と活用 教育相談 開始 【学級活動】	・冬休み明け、児童の様子に注意する（保護者との連携） ・様子の変化については教師間で共通理解を図る。
	2	☐ ○話し合い活動（学級のまとめに向けて）【学級活動】 ☐ ○学校自己評価・学級経営方針の評価・次年度への改善事項の確認 ☐ ○○幼保小連絡会・1 日入学・入学説明会	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う ・来年度に向けて、新入生の人間関係を引き継ぐ
	3	☐ ○○話し合い活動（1 年間を振り返って）【学級活動】 ☐ ○指導要録の整理・進級する学年への資料の作成 ☐ ○指導方針及び指導計画の点検と申し送り ☐ ○中学校区連絡会の実施・引き継ぎ ☐ ○いじめ防止基本方針の評価・見直し ☐ ○引き継ぎ資料を活用した児童の引き継ぎ	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に次年度に向け指導の準備を始める。 ・いじめをはじめ、問題行動についてふり返りを行う。

いじめ早期発見のための気づきリスト

『いじめ早期発見のための気づきリスト』は、いじめの兆候を早期発見できるように学級集団をチェックするためのものです。日常の業務においてご活用いただき、気づきリストの項目にあてはまる子どもがいる場合には、その子どもの様子を慎重に観察してください。

※この気づきリストは参考例です。児童生徒の実態に応じて、工夫して活用ください。

【対象児童生徒氏名_____】

【記入日 年 月 日（ ）】

いじめられている児童生徒

- ☐ わざとらしくはしゃいだり、おどけたりする。
- ☐ 絶えず周りの顔をうかがっている。
- ☐ 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ☐ 何事に対しても集中力がなく、ぼんやりとしていることが多い。
- ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで、元気がない。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ 他の児童生徒から言葉がけを全くされていない。
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- ☐ 遅刻、欠席、早退が多くなる。
- ☐ 登校後、身体の不調を訴えることが増える。
- ☐ 教師から視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ 早退や一人で下校することが増える。
- ☐ 自分の持ち物（靴、教科書等）が無くなったり、作品や掲示物が壊されたり、机やイスが傷つけられたり、落書きされていたりする。
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる。
- ☐ 部活動を休むことが多くなったり、やめると言い出したりする。
- ☐ シャツやズボンが汚れていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある。
- ☐ けがの理由を曖昧にする。
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちと金品のやりとりをする。
- ☐ 不安げに携帯電話をいじり、メールの着信やインターネット上の書き込み等をチェックしたりしている。
- ☐ 些細なことで友だちから冷やかされたり、からかわれたりすることが多い。
- ☐ グループ編成の時に一人になることが多い。
- ☐ 他の児童生徒との机の間隔が他よりも広い。
- ☐ 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。

- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- 職員室や保健室付近でうろうろしている。
- 本人が不快に思う呼び方で呼ばれている。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- つきあう友だちが急に変わったり教師が友だちのことを聞いたりするのを嫌がる。
- 特定のグループと常に行動を共にしている。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 遊びの中で、嫌な役割を担わされていることが多い。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 給食時に配膳すると嫌がられる。
- 給食時に意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 他の児童生徒の机から机を少し離して給食を食べている。
- 給食を笑顔なく静かに食べている。
- 食べ物にいたずらをされる。
- みんなと離れて、一人だけで清掃している。
- 清掃時にみんなが嫌がる仕事をしている。
- 清掃時に特定の児童生徒の机だけが運ばれずに放置されている。

いじめている児童生徒

- クラス内で、内緒話をする姿が多く見られるようになってきた。
- グループでまとまり、特定の児童生徒を仲間に入れようとしめない雰囲気がある。
- グループで行動し、他の児童生徒に指示を出す。
- 他の児童生徒との会話において、命令的なきつい話し方をする。
- 他の児童生徒に対して威嚇する表情をする。
- 他の児童生徒に軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- 教職員によって態度をかえる。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 教職員との関わりを避けようとする。

学校におけるいじめの認知基準チェックリスト

県教育委員会では、学校や保護者等から連絡・相談を受けた際、学校に「いじめ」に対する認知や組織的な対応について指導・助言することがあります。中には、法の定義に基づく認知や学校組織としての対応に課題が見られるケースもあります。いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、子どもたちを守るため、被害性に着目した積極的な認知、組織としての対応が適切になされるようにしていくことが大切です。そこで、過去の具体的な事例を基に、学校がいじめを認知する際に陥りがちな点を『学校におけるいじめの認知基準チェックリスト』としましたので、研修会等でご活用いただき、学校の対応について確認してください。

いじめ防止対策推進法

第1条（目的）この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第2条（定義）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 中学1年生の生徒Aは、入学したときから粗暴な言動があった。担任はその都度指導するとともに、保護者にも協力を求め、指導を継続していた。しかし、指導が慢性化する中で担任の指導が次第に緩くなり、生徒Aが生徒Bに対してからかいの発言を行った際、担任は生徒Aを指導したが、「いじめ」としての認識がなく、他の教員に共有しなかった。結果として、生徒Aは担任のいないところで生徒Bをからかっており、多くの教員の目で生徒Bを見守ることができず、生徒Bは長期間学校を欠席することとなった。



「いじめ」の疑いがある事案について、担任または一部の教員が事案を抱え込むことなく、学校の中で認知・共有し組織的に対応していますか。

2. 高校1年生の生徒Aは、日頃から友人にきつい口調で接する時があり、学校行事の種目決めにきっかけに、クラスでも部活動でも人間関係がうまくいかなかった。生徒Aが担任に「友人とトラブルになっている」と訴えたため、担任を中心に学校全体で対応したが、本人から「いじめ」との申告が無かったため、学校は「いじめ」と認知しなかった。その後、生徒Aは年度末まで学校を欠席し、保護者から「いじめとして対応していなかったのではないか」との指摘を受けた。

☐ 「いじめ」としての訴え等が無くても、被害の実態に着目して認知していますか。

3. 高校の部活動で2年生の一部が複数の1年生に暴力行為を行っており、1年生の中には退部する者もあった。やがて、耐えかねた1年生から部顧問に申告があり、学校では暴力行為として加害行為を行った2年生を厳しく指導したが、「いじめ」としては認知しなかった。

☐ 「暴力行為」と「いじめ」など、複数の項目に該当する場合、適切に認知していますか。(該当する項目すべてにおいて認知し、報告する必要があります。)

4. 小学2年生の児童Aは、児童Bの鉛筆を隠し、児童Bが探している姿を見て面白がるという悪戯をしていた。児童Bはその行為に対して嫌な気分になったため、休み時間に児童Aの筆箱から鉛筆を取り、隠すつもりでゴミ箱に鉛筆を入れた。担任はトラブルとして指導したが「いじめ」とはせず、双方の嫌な気持ちに寄り添うことなく終わらせた。

☐ 両者がいじめの被害者であり、加害者でもあるというケースがあります。このようなケースにおいても適切に「いじめ」としての認知を行っていますか。

5. 中学3年生の生徒Aは授業で指名された際、見当違いな発言をすることがあり、生徒Aが指名されるとクラスの生徒はクスクス笑ったり、からかうような発言をすることがあった。教科担当の教員は、その都度、からかうなどした生徒を注意していたがある日、クラスの生徒の1人から「これはいじめではないか。」と担任に相談があった。

☐ いじりやからかいであっても、その行為によって児童生徒が嫌な思いをしている場合、「いじめ」と認知していますか。

6. 高校1年生の生徒Aと生徒Bは同じクラブに所属していたが、関係がギクシャクしていたため、部顧問の先生が間に入って話し合いの場を作り、解決した。しかし、その日の夜、生徒Aは、SNSで「楽しんで頑張っていたのに、ほんと面白くない。最低！」と書き込みを行った。それを見た生徒Bはショックを受けて部顧問に相談したが、部顧問から「生徒Aは、塾で嫌なことがあったので、生徒Aに悪気はない。」と言われ、学校を数日間欠席した。



被害性に着目せず、加害者の言い分を聞いて、悪気がないからといって「いじめ」と認識しなかったことはありませんか。

7. 小学5年生の児童Aは、よく忘れ物をする児童であり、忘れ物をする度に周りの児童から「A君、忘れ物したらあかんよ」や「時間割ちゃんと合わせている？」等の言葉をかけられていた。担任は児童Aのためを思った周囲の言葉がけだと考え、特に問題にしていなかった。ある日から、児童Aの欠席が続き、保護者から「Aがいじめられている」との訴えがあった。



好意で行ったことであっても、意図せずに相手の児童生徒に嫌な思いを感じさせてしまう場合があります。このようなケースにおいても「いじめ」と認知していますか。（指導にあたっては、「いじめ」という言葉を用いずに、相手の気持ちを考えさせる指導を行うなど、柔軟な対応も可能です。）

8. 同じクラスの2人が相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方の生徒がスマホの記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方の生徒が、自分の方がひどいことを言われていると主張した。教員が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため「けんか」と判断し、双方に指導した。



児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて、「いじめ」と認識しなかったことはありませんか。（一般に「けんか」と捉えられる行為は、何らかの心身の苦痛を生じさせるものであり、双方が「いじめ」の被害者であり、加害者である場合が多くあります。）

9. 高校1年生の生徒Aは、学校で私物がなくなることがあった。学校は生徒らへ聞き取り等の指導は行ったが、誰がやったのか不明であったため、「いじめ」としての認知はしなかった。



被害者が苦痛を感じている行為について、加害者が分からない場合でもいじめとして認知していますか。

10. 高校3年生の生徒Aは、同じ部活動の1年生からよくからかいを受けていた。部顧問は生徒Aに聞き取りを行い下級生にも指導した。その後、生徒Aは部活動を退部した。

☐

年齢差、立場に関係なく「いじめ」として認知していますか。

11. 高校1年生の生徒Aは、放課後に通っていた塾等で他校に通う同じ中学校出身の生徒Bから嫌がらせを受けていた。担任は面談で話を聞いていたが、他校の生徒及び校外での出来事であるため、いじめとしては認知しなかった。

☐

加害者が他校の生徒等であっても、「いじめ」として認知していますか。（このようなケースでは、他校と連携した対応が必要です。）

12. 小学5年生の児童Aは、児童B、児童Cと休み時間によくプロレスごっこをして遊んでいたが、だんだん過激になってきた。同じクラスの児童が担任の先生に「プロレスごっこで児童Bと児童Cが児童Aにやっていることは、やりすぎだと思う。」と相談した。担任が児童Aに確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、いじめと認知しなかった。

☐

児童生徒が苦痛や嫌な思いを訴えなくても、その表情や態度等を注意深く観察し、適切に「いじめ」を認知していますか。